

令和6年8月23日
報道発表資料
宜野湾市

市内保育所等への特別指導監査等に係る中間報告について

宜野湾市内にある「そらみライオンの子保育園」及び「ライオンの子保育園ブンバァ」の2園において、令和6年5月29日に実施した特別指導監査及びその後の事実確認の結果、勤務実態のない職員や実態と異なる職員の配置が確認され、その報告をもとに本市へ給付費等の請求が行われていたことが確認されました。

現時点で詳細について調査中の事項もありますが、本市といたしましては、不正行為に対して、厳正に対処してまいります。

1. 施設概要等

(1) そらみライオンの子保育園

設置法人：社会福祉法人ライオンの子 理事長 末広尚希

施設類型：保育所

(2) ライオンの子保育園ブンバァ

設置法人：ライオンの子ホールディングス(株) 代表取締役 末広尚希

施設類型：小規模保育事業所

2. これまでの経緯

省略（県の資料に同じ）

3. 特別指導監査等の実施により確認した不適切事項（令和6年8月時点）

(1) 給付費等請求に係る虚偽報告

そらみライオンの子保育園及びライオンの子保育園ブンバァについて、給付費等の請求に係る届出書類に、勤務実態のない職員や実態と異なる職員の配置を記載する等、実態とは異なる虚偽の報告を行うことにより、給付費等を不正受給していました。

(2) 保育士の不足

今回の特別指導監査及び本市に提出された資料等により、現時点で確認した不足保育士数は次のとおりです。

報道発表資料

			R 6年度	R 5年度		R 4年度	R 3年度	
そらみライオンの子保育園	公定価格上の	人数	1人	2人	3人	1人	3人(2人)	
	不足保育士	期間	4～6月	6～9月	10～3月	6～3月	4～3月(9～12月)	
	最低基準上の	人数	なし	1人		なし	1人(なし)	
	不足保育士	期間	なし	10～3月		なし	4～3月(9～12月)	
ライオンの子保育園 ブンバア	公定価格上の	人数	3人	4人		4人	3人	4人
	不足保育士	期間	4～6月	4～3月		4～3月	4～9月	10～3月
	最低基準上の	人数	1人	2人		2人	1人	2人
	不足保育士	期間	4～6月	4～3月		4～3月	4～9月	10～3月

※保育士の配置状況は日によって変動があるため、人数・期間の算定は概ねの内容となっております。

※公定価格上の不足保育士は、基本分単価において必要とされる保育士の不足数とし各種加算等は加味しておりません。

※各不足保育士の代わりに、資格を持たない保育補助者が配置されていたことを確認しております。

4. 本市の対応

(1) 令和6年度における職員配置等に関する対応

令和6年度に判明した公定価格上の不足保育士に関しては、施設に対し速やかに保育士確保等を図るよう指導を行いました。

ライオンの子保育園ブンバアについては、施設側の申し出により、早急な保育士の確保が困難であったため、令和6年7月1日より小規模保育事業所の類型をA型からB型へ変更(※)することで、公定価格上の職員配置を充足させることとなりました。

そらみライオンの子保育園については、令和6年7月3日付で保育士を補充することで、公定価格上の職員配置を充足しています。

(※) A型は保育従事者がすべて保育士、B型は保育従事者の1/2以上が保育士である必要があります。

(2) 給付費等の不正受給に対する対応

本市といたしましては、これらの虚偽報告による給付費等の不正受給分について返還措置を講ずることとしており、令和3年度から令和5年度における給付費等の返還額は、現時点の概算で下記のとおり見込んでおります。

- ・そらみライオンの子保育園 約1,700万円
- ・ライオンの子保育園ブンバア 約1,100万円

5. 再発防止策

県の発表のとおり、市町村や制度を跨いだ施設での不正については、関係書類が整備されていれば指導監査等において、現状では不正等の事実を見抜くことは容易ではありません。こうした不正行為の再発防止に向けて、県や他市町村、中部広域市町村圏事務組合との意見交換・連携を図り、今後の監査における確認方法について検討を行ってまいりたいと考えております。

また、市内全保育施設に対し、配置基準の遵守と給付費の適正処理に関して改めて通知し、施設運営における法令遵守の徹底を行ってまいります。

(問合せ先)

福祉推進部こども政策課、子育て支援課